

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置</p> <p>第一節 基本指針（第四条）</p> <p>第二節 生産者による需要に応じた生産（第五条）</p> <p>第三節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置</p> <p>第一款 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第六条・第七条）</p> <p>第二款 米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置等（第八条―第十二条）</p> <p>第三款 米穀安定供給確保支援機構（第十三条―第二十八条）</p> <p>第四節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条―第三十三条）</p> <p>第五節 民間備蓄（第三十三条の二―第三十三条の八）</p> <p>第六節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条―第三十六條）</p> <p>第七節 緊急時の措置（第三十七条―第四十条）</p> <p>第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第四十一条―第四十六条）</p> <p>第四章 雑則（第四十七条―第五十四条）</p> <p>第五章 罰則（第五十五条―第六十二条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置</p> <p>第一節 基本指針（第四条）</p> <p>第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置</p> <p>第一款 生産調整方針（第五条―第七条）</p> <p>第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第七条の二・第七条の三）</p> <p>第二款 米穀安定供給確保支援機構（第八条―第十七条）</p> <p>第三款 米穀価格形成センター（第十八条―第二十八条）</p> <p>第三節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条―第三十三条）</p> <p>第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条―第三十六條）</p> <p>第五節 緊急時の措置（第三十七条―第四十条）</p> <p>第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第四十一条―第四十六条）</p> <p>第四章 雑則（第四十七条―第五十四条）</p> <p>第五章 罰則（第五十五条―第六十二条）</p> <p>附則</p>

(目的)

第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることに鑑み、米穀の需要に応じた生産を推進するとともに、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡し等の措置等を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(基本方針)

第二条 政府は、米穀の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、公表するものとし、これを踏まえ、米穀の供給が不足する事態に備えた米穀の備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2| 政府は、前項の規定により米穀の備蓄の機動的な運営を図るに当たっては、第十一条第一項及び第二項の規定による報告に基づき米穀の生産者から消費者までの流通の状況を継続的かつ適確に把握してその運営を行うとともに、第三十三条の二第一項に規定する民間備蓄は政府による米穀の備蓄を補完するものであることを旨とするものとする。

3 政府は、表の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安

(目的)

第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

第二条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2| 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならない。

3 政府は、表の需給及び価格の安定を図るため、表の需給の適確な

安定化を図るため、麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。

(定義)

第三条 (略)

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

3 (略)

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本指針

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 米穀の需給の安定に関する基本方針

二 四 (略)

五 その他米穀の需給の安定に関する重要事項

3 〳 7 (略)

見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。

(定義)

第三条 (略)

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

3 (略)

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本指針

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

二 四 (略)

五 その他米穀の需給及び価格の安定に関する重要事項

3 〳 7 (略)

第二節 生産者による需要に応じた生産

第五条 米穀の生産者は、米穀の生産を行うに当たっては、主体的に第二條第一項に規定する見通しその他の情報を踏まえて需要に応じた生産を行うよう努めるものとする。

2| 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体は、その直接又は間接の構成員たる米穀の生産者が行う米穀の需要に応じた生産に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めるものとする。

3| 地方公共団体は、その区域の特性に応じ、米穀の生産者が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、当該区域内で生産される米穀の需給の見通しその他の当該区域における米穀の生産者による需要に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

4| 政府は、米穀の生産者による需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の新たな需要の開拓に関する施策、米穀の輸出の促進に関する施策、米穀に係る農業の生産性の向上に関する施策その他関連施策を講ずることにより、米穀の生産の持続的な発展を図るものとする。

第三節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

(削る。)

(新設)

第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款 生産調整方針

(生産調整方針の認定)

第五条 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者（以下「生産出荷団体等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針（以下「生産調整方針」という。）を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2| 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1| 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標（以下「生産数量目標」という。）の設定方針
- 2| 生産数量目標を達成するためとるべき措置（天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米穀に係る措置を含む。）

3| 農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 1| 生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。
 - 2| 前項第二号に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであること。
 - 3| その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 4| 前三項に規定するもののほか、生産調整方針の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（生産調整方針に関する助言及び指導）

第六条 国は、生産出荷団体等に対し、生産調整方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第一款 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

第六条・第七条 (略)

第二款 米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置等

(米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置)

第八条 米穀の出荷若しくは販売又は米穀を原材料とする飲食料品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。以下同じ。)であつて政令で定めるものの加工、製造若しくは調製の事業(以下「米穀等取扱事業」という。)を行う者は、当該米穀等取扱事業を行うに当たっては、この法律の規定を遵守するとともに、米穀の品質を保持するための必

第七条 生産出荷団体等は、生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。
2 地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

第七条の二・第七条の三 (略)

(新設)

要な措置、米穀の持続的な供給に資する取引の実施その他の米穀の円滑な流通の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

（届出）

第九条 米穀等取扱事業を行おうとする者であつて、主務省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模（地域における米穀の供給の相当部分を占めるものとして事業の種類ごとに主務省令で定める規模をいう。以下同じ。）以上であるものは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
 - 三 主たる事務所の所在地
 - 四 届出の日の属する年の米穀の出荷予定数量、販売予定数量又は買入予定数量及び当該年の前年の米穀の出荷数量、販売数量又は買入数量
 - 五 その事業の用に供する施設の内容
 - 六 その他主務省令で定める事項
- 2| 前項の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3| 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第十条 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(定期報告)

第十一条 米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、農林水産省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、米穀の在庫数量及び出荷数量又は販売数量その他農林水産省令で定める事項について、毎年、これらの数量の増減が見込まれる米穀の収穫又は作付けの時期その他の事情を勘案して農林水産省令で定める時期ごとに、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。

2 米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造又は調製の事業を行う者であつて、主務省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、米穀の在庫数量及び買入数量その他主務省令で定める事項について、毎年、米穀の供給が減少するおそれがあると見込まれる時期その他の事情を勘案して主務省令で定める時期ごとに、主務省令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

3 農林水産大臣又は主務大臣は、それぞれ、第一項又は前項の規定による報告の結果を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(助言又は指導)

第十二条 主務大臣は、届出事業者に対し、米穀の適正かつ円滑な流

1 通の確保を図る観点から、必要な助言又は指導を行うことができる

第三款 米穀安定供給確保支援機構

第十三条 (略)

(業務)

第十四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

(削る。)

一 (略)

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十五条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 (略)

(業務規程の認可)

第十六条 機構は、第十四条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業

第二款 米穀安定供給確保支援機構

第八条 (略)

(業務)

第九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産調整方針に基づき同条第二項第二号に規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

二 (略)

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（貸付けの決定を除く。）及び同条第二号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 (略)

(業務規程の認可)

第十一条 機構は、第九条第一号及び第二号に掲げる業務（以下「貸

「業務」という。)を行うときは、債務保証業務の開始前に、債務保証業務の実施に関する規程(以下この款において「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 (略)

第十七条 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、債務保証業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(農林水産省令への委任)

第十九条 前二条に定めるもののほか、機構が債務保証業務を行う場合における機構の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(改善命令)

第二十条 農林水産大臣は、第十四条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な

「貸付等業務」という。)を行うときは、貸付等業務の開始前に、貸付等業務の実施に関する規程(以下この款において「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が貸付等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 (略)

第十二条 (略)

(区分経理)

第十三条 機構は、第九条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理、同条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(農林水産省令への委任)

第十四条 前二条に定めるもののほか、機構が貸付等業務を行う場合における機構の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(改善命令)

第十五条 農林水産大臣は、第九条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措

措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十一条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二・三 (略)

四 第十六条第一項の認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2 (略)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十六条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二・三 (略)

四 第十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで貸付等業務を行ったとき。

2 (略)

(資金の貸付け)

第十七条 政府は、機構に対し、第九条第一号に掲げる業務に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

第三款 米穀価格形成センター

(指定)

第十八条 農林水産大臣は、米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もってその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができること認められ

るものを、その申請により、米穀価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2| 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3| センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4| 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務)

(削る。)

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 米穀の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引を行うための施設（以下「価格形成施設」という。）を開設すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程の認可)

(削る。)

第二十条 センターは、前条第一号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が前条第一号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、そ

(削る。)

第二十二條から第二十八條まで 削除

の業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3| 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、農林水産省令で定める。

(売買取引を行うことができる者)

第二十一條 価格形成施設における米穀の売買取引(以下「売買取引」という。)を行うことができる者は、米穀の買入れ又は売渡しの業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者その他の業務規程で定める者以外の者とする。

(売買取引)

第二十二條 売買取引は、入札の方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

2| センターは、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限をすることができる。

3| センターは、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(売買取引数量等の公表)

第二十三條 センターは、売買取引が行われたときは、売買取引の数量及び価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

(事業計画等)

第二十四条 センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする⁹。

2| センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第二十五条 センターの役員の選任及び解任は、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2| センターの役員が、この款の規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十九条第一号に掲げる業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、農林水産大臣は、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第二十六条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第十九条第一号に掲げる業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改善命令)

第二十七条 農林水産大臣は、第十九条各号に掲げる業務の運営に關

し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十八条 農林水産大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで第十九条第一号に掲げる業務を行ったとき。

2| 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第三節 政府の買入れ及び売渡し

(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者（以下「買受資格者」という。）に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

第四節 政府の買入れ及び売渡し

(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び届出事業者、第四十七条第一項の規定による届出をした者その他農林水産省令で定める者（以下「買受資格者」という。）に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

第三十条～第三十三条 (略)

第五節 民間備蓄

(基準保有量の届出)

第三十三条の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、民間備蓄(民間事業者において、米穀の供給が不足する事態において迅速にその米穀の譲渡しを行うために次条の規定による米穀の常時保有をすることをいう。)を行う能力があるものとしてその事業の用に供する米穀の数量が政令で定める規模以上であるもの(以下「民間備蓄事業者」という。)は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、その年の基準保有量(民間備蓄事業者が常時保有すべきものとして、当該民間備蓄事業者のその年の前年の米穀の出荷数量又は販売数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される米穀の数量をいう。以下同じ。)その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による基準保有量の算定に係る農林水産省令は、算定されるべき基準保有量がそれぞれの民間備蓄事業者のその年の前年の米穀の出荷数量又は販売数量の百分の十を超えず、かつ、全ての民間備蓄事業者の基準保有量を合計した数量が第四条第二項第三号の米穀の備蓄の目標数量のおおむね百分の二十五を超えない範囲内にあるように定められるものとする。

(米穀の常時保有)

第三十条～第三十三条 (略)

(新設)

第三十三条の三 民間備蓄事業者は、基準保有量（次条第一項、第三十三条の五第一項又は第三十三条の七第一項の規定による変更があったときは、当該期間内においてはその変更後のものとする。以下同じ。）の米穀を常時保有しなければならない。

（災害等に係る基準保有量の減少）

第三十三条の四 農林水産大臣は、災害その他やむを得ない事由により基準保有量に相当する数量の米穀を常時保有することが困難となつた民間備蓄事業者から申出があつた場合において、その基準保有量を減少する必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基準保有量を減少することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による基準保有量の減少をしたときは、当該民間備蓄事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（基準保有量の調整等）

第三十三条の五 民間備蓄事業者は、他の民間備蓄事業者がその基準保有量を増加する場合に限り、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、期間を定めて、自己の基準保有量についてその増加された数量に相当する数量を減少することができる。

2 農林水産省令で定める取引関係にある二以上の民間備蓄事業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に申し出て、その旨の確認を受けることができる。

（米穀の常時保有に係る勧告及び命令）

第三十三条の六 農林水産大臣は、民間備蓄事業者が、第三十三条の三の規定による基準保有量の米穀の常時保有をしていない場合において、当該常時保有をしていないことについて正当な理由がないと認めるときは、その民間備蓄事業者に対し、期限を定めて、同条の規定に従って米穀の常時保有をすべきことを勧告することができる。ただし、その民間備蓄事業者が前条第二項の規定による確認を受けている場合において、当該確認を受けている民間備蓄事業者及びその民間備蓄事業者とともにその確認を受けている他の民間備蓄事業者が第三十三条の三の規定による常時保有をしている米穀の数量を合計した数量がこれらの者の基準保有量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

2| 農林水産大臣は、前項本文に規定する場合において、第三十三条の三の規定による基準保有量の米穀の常時保有をしていない期間が政令で定める基準に該当すると認めるときは、当該民間備蓄事業者に対し、期限を定めて、同条の規定に従って米穀の常時保有をすべきことを命ずることができる。

3| 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(米穀の供給の不足に係る基準保有量の減少等)

第三十三条の七 農林水産大臣は、第十一条第一項及び第二項の規定による報告の内容その他の必要な情報に基づき、米穀の供給が不足すると認める場合であつて、政府による第二十九条の規定による米穀の売渡しよりも、民間備蓄事業者が第三十三条の三の規定による常時保有をする米穀の譲渡しを迅速にすることができる^{と認めるときは、期間を定めて、基準保有量を減少することができる。}

- 2| 農林水産大臣は、前項の規定による基準保有量の減少をしたときは、その旨を公表するものとする。
- 3| 農林水産大臣は、第一項の規定による基準保有量の減少をし、又は減少をしようとするときは、現に米穀の供給が不足する地域又は業種における米穀の供給の状況を示して、民間備蓄事業者に対し、同項の規定による減少をし、又は減少をしようとする基準保有量（以下「減少量」という。）を限度として米穀の譲渡しをすべき旨の要請をすることができる。この場合において、農林水産大臣は、米穀の円滑な流通を確保するため特に必要があると認めるときは、当該要請と同時に、又は当該要請後遅滞なく、譲渡しをすべき期間及び数量（減少量を限度とする。）又は譲渡先となる地域若しくは業種その他の必要な事項を提示することができる。
- 4| 農林水産大臣は、前項の規定により要請（同項後段の規定による必要な事項の提示をしたものに限る。）をしてもなお米穀の供給が不足し、現に米穀の円滑な供給に支障が生じている状況にあると認めるときは、当該要請をした民間備蓄事業者に対し、譲渡しをすべき期間及び数量（減少量を限度とする。）又は譲渡先となる地域若しくは業種その他の必要な事項を定めて、米穀の譲渡しをすべきことを勧告することができる。
- 5| 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 6| 農林水産大臣は、第四項の規定による勧告を受けた者が、前項の規定による公表後、なお正当な理由がなくて当該勧告に従わない場合であつて第二十九条の規定による政府の売渡しのみでは第四項に規定する状況を改善できないと認めるときは、その者に対し、期限

を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

7| 農林水産大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。

(適用除外期間)

第三十三条の八 第三十七条第一項の規定による告示のあったときは、当該告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間においては、第三十三条の二から前条までの規定（これららの規定に係る罰則を含む。次項において同じ。）は、適用しない。

2| 前項に規定する期間の経過後における第三十三条の二から前条までの規定の適用に関する経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）に関する事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

第六節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

第三十四条〜第三十六条 (略)

第七節 緊急時の措置

第三十七条 (略)

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

第三十四条〜第三十六条 (略)

第五節 緊急時の措置

第三十七条 (略)

(米穀等取扱事業を行う者に対する命令)

第三十八条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、基本指針に即して、米穀等取扱事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

第三十九条・第四十条 (略)

(麦の需給見通し)

第四十一条 農林水産大臣は、麦の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し(以下「需給見通し」という。)を定めるものとする。

2・3 (略)

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満である者及び第九条第一項の規定による届出をしなければならない者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一〜四 (略)

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければ

(米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対する命令)

第三十八条 農林水産大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、基本指針に即して、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

第三十九条・第四十条 (略)

(麦の需給見通し)

第四十一条 農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し(以下「需給見通し」という。)を定めるものとする。

2・3 (略)

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条において同じ。)を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一〜四 (略)

2 前項の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その

ばならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第四十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(財政上の措置等)

第四十八条の二 政府は、民間備蓄事業者に対し、第三十三条の三の規定による米穀の常時保有が円滑に行われるようにするために必要なる財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(調査)

第五十一条 農林水産大臣は、主要食糧の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。

(報告及び立入検査)

第五十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造若しくは米穀を原材料とする飲食品の加工、製造若しくは調製(加工又は製

旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第四十八条 届出事業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(新設)

(調査)

第五十一条 農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。

(報告及び立入検査)

第五十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状

造にあつては、主要食糧の加工又は製造を除く。)を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2| 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に對し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第五十二条の二 この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、米穀を原材料とする酒類の製造の事業に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

2| この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)

第五十三条 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

2| (略)

況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(新設)

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(新設)

(都道府県が処理する事務等)

第五十三条 (新設)

(略)

3| この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第一項の規定により、国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項、第三十三條の六第二項、第三十三條の七第六項又は第三十八條の規定による命令に違反したとき。

二 第五十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(削る。)

第五十七條 第五十二條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八條 第十一條第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2| この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所に委任することができる。

第五十六條 第七條の三第二項又は第三十八條の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

第五十七條 第二十六條の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八條 第五十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀等取扱事業を行ったとき。

二 第九条第二項若しくは第三項又は第四十七条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第三十三条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行ったとき。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条第一号（第三十八条に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

二 第五十五条、第五十六条第一号（第三十八条に係る部分に限る。）若しくは第二号又は前三条 各本条の罰金刑

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条又は第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿

第五十九条 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条（第七条の三第二項に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第五十五条、第五十六条（第七条の三第二項に係る部分を除く。）又は前三条 各本条の罰金刑

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十五条、第三十六条又は第四十七条第二項若しくは第三項

に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第三十五条又は第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の特例）</p> <p>第九条 生産者又は製造事業者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀等取扱事業（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第八条に規定する米穀等取扱事業をいう。次項において同じ。）についての同法第九条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについてはこれらの規定による届出をしたものと、米穀の出荷又は販売の事業についての同法第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについてはこれらの規定による届出をしたものと、それぞれみなす。</p>	<p>（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の特例）</p> <p>第九条 生産者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。</p>

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出） 第二百二十七条（略）</p> <p>2 食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>ハ～ヘ（略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>ニ～リ（略）</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（歳入及び歳出） 第二百二十七条（略）</p> <p>2 食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第二項の規定による償還金</p> <p>ニ～ト（略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ニ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第一項の規定による米穀安定供給確保支援機構に対する貸付金</p> <p>ホ～ヌ（略）</p> <p>3～6（略）</p>